

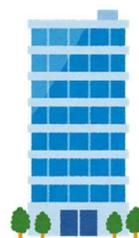
周南市マンション管理計画認定制度

管理計画認定制度とは

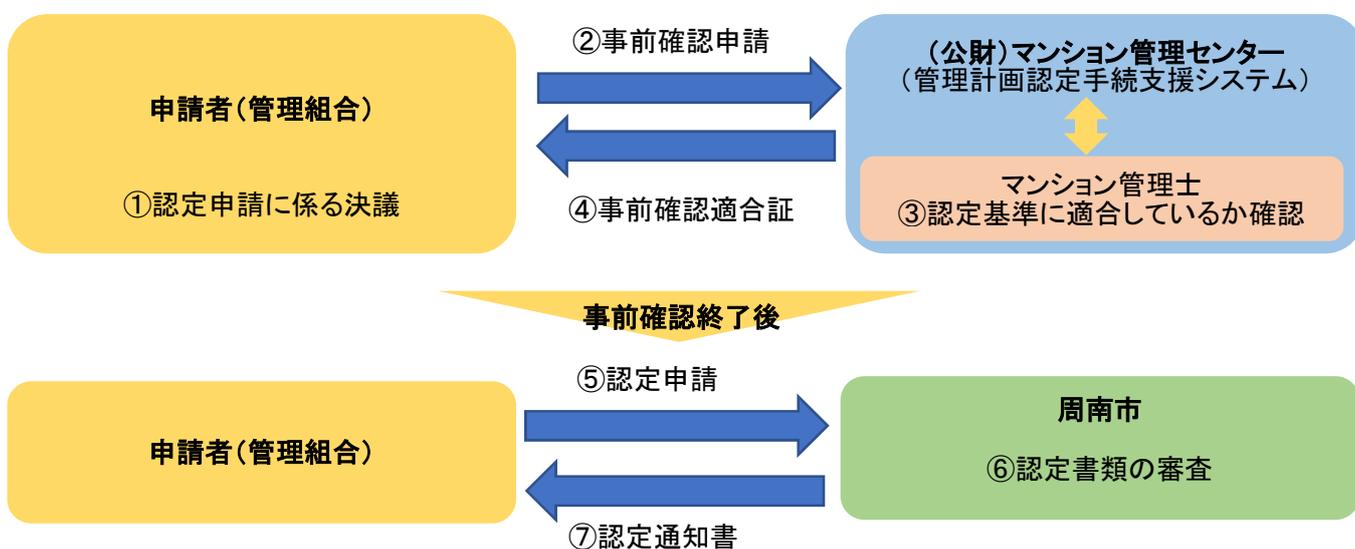
この制度は、お住いのマンションの管理状況が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができるものです。

認定を受けるメリット

- 適正に管理されたマンションとして、市場において評価されます。
- 住宅金融支援機構において次の
 - ・「マンション共用部分リフォーム融資」の金利が引き下げられます。
 - ・「マンションすまい・る債」の利率上乘せが受けられます。
- マンション長寿命化促進税制により固定資産税が減額される場合があります。
- 認定申請をきっかけに管理状況を把握し、管理運営を見直す機会となります。



認定の流れ



※支援システムの使用料(10,000円)+審査料が必要(マンション管理センターへお問い合わせください)

申請手数料

周南市に認定申請するには申請手数料が必要です。

■マンション管理計画の認定申請手数料(新規・更新)

区分	長期修繕計画が1つの場合	長期修繕計画が2つ以上の場合の1計画あたりの加算額
新規	3,600円	1,600円
更新	3,600円	1,600円

■マンション管理計画の変更認定手数料

変更する認定基準	手数料	加算手数料
管理組合の運営	4,700円	2,600円
管理規約	3,900円	2,600円
管理組合の経理	4,500円	2,700円
長期修繕計画	9,300円	4,800円
その他	2,900円	1,900円

相談窓口

相談内容	連絡先
マンション管理適正化取組、認定制度	周南市 住宅課 ☎0834-22-8334
長寿命化促進税制	周南市 課税課 ☎0834-22-8269
管理計画認定手続き支援サービスに関する問い合わせ	公益財団法人 マンション管理センター ☎03-6261-1274
管理組合運営、管理規約等の相談	山口県マンション管理士会 ☎090-8991-8453(事務局担当理事 松村)
マンション共用部分リフォーム融資 について	住宅金融支援機構 中国支店 まちづくり業務グループ ☎082-568-8422
マンションすまい・る債 について	住宅金融支援機構 お客様コールセンター 住宅債券専用ダイヤル ☎0120-0860-23

お問い合わせ

周南市建設部住宅課 ☎ : 0834-22-8334

✉ : jutaku@city.shunan.lg.jp

